

吹田市立総合福祉会館運営審議会の傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市立総合福祉会館運営審議会（以下「運営審議会」という。）の会議及び部会の会議（以下これらを「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、審議会の会長又は部会の部会長（以下「会長等」という。）は、運営審議会又は部会（以下「審議会等」という。）の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないことができる。

- (1) 会議において、吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）第7条第1項各号に掲げる情報を審議する場合
- (2) 会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事運営が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席とする。

(傍聴者の定員等)

第4条 一般席の傍聴者の定員は、原則として5人とする。

2 報道関係者の取扱いについては、会長等が審議会等の意見を聴いて決定する。

(一般席の傍聴の手続き)

第5条 一般席の傍聴の手続きは、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴希望者受付票（様式第1号）に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。

(携帯電話の使用の禁止)

第9条 傍聴者は、会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

(会議資料の閲覧)

第10条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる情報が含まれる事項に該当すると認められるものについては、この限りではない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴者がこの要領に違反するときは、会長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第13条 会長等は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。